

年金受給開始年齢の引き上げ 相次ぐ欧米諸国 出遅れる日本

週刊ダイヤモンド「データフォーカス欄」、2011年1月8日号

一橋大学特任教授 高山憲之

公的年金制度をめぐる2010年のビッグ・ニュースは、地球規模でみる限り、受給開始年齢の引き上げであった。まず仏国では数回の大規模なストライキに見舞われたものの、サルコジ政権は年金受給開始年齢の60歳から62歳へ(満額年金は65歳から67歳へ)の引き上げを断行した。

英国では既に年金受給開始年齢を65歳から68歳へ引き上げることを決めていたが、キャメロン新政権は、それを70歳まで引き上げることを提案している。

米国では1983年に年金受給開始年齢を65歳から67歳へ引き上げることを決定した。2010年12月、超党派の財政責任・改革委員会はそれを将来、さらに69歳まで引き上げることを提案した。

財政危機に陥っているギリシャ、アイルランド、スペイン等でも年金受給開始年齢の引き上げが大問題となっている。他方、独国では2005年に社会民主党とキリスト教民主同盟による大連立が成立した際、年金の受給開始年齢引き上げ(65歳から67歳へ)を決定した。またデンマークでは、平均余命が伸長するのにあわせて年金の受給開始年齢を65歳から67歳まで少しずつ自動的に引き上げることを決めている。さらに豪州でも年金受給開始年齢の65歳から67歳への引き上げを最近、決定した(図表1)。

年金受給開始年齢の引き上げは、公的年金の財政を健全化するための一手段だ。公的年金の財政運営はどここの国でも厳しさを増している。給付水準をさらに下げるのか、それとも受給開始年齢を引き上げるのか、が問われているのである。老後の生活基盤としての役割を公的年金に期待するのであれば、給付水準のさらなる切り下げは妥当でない。その結果として各国は受給開始年齢の引き上げを真剣に議論し、次々に決定している。

ひるがえって日本はどうか。周知のように日本は最長寿国であり、かつ青壮年層が年々減少している国である。日本の公的年金は今でも苦しい財政運営を強いられている。その状況は将来についても変わらないだろう。65歳受給開始までの移行期間(現行法における終了は2030年、図表2)を短縮すると同時に、公的年金の受給開始年齢を平均余命の伸長にあわせて引き上げなくてよいのだろうか。

図表1 世界における公的年金の受給開始年齢

70歳	英国(キャメロン政権:検討中)
69歳	米国(超党派委員会の提案)
67歳	独国、デンマーク、ノルウェー、 アイスランド、豪州、仏国(満額年金)
65歳	日本

図表 2 老齢年金の受給開始年齢(日本)

生年月日 (下段は民間女性)	定額部分	報酬比例部分
1941年4月1日以前	60歳	60歳
1941年4月2日～43年4月1日	61歳	60歳
1946年4月2日～48年4月1日		
1943年4月2日～45年4月1日	62歳	60歳
1948年4月2日～50年4月1日		
1945年4月2日～47年4月1日	63歳	60歳
1950年4月2日～52年4月1日		
1947年4月2日～49年4月1日	64歳	60歳
1952年4月2日～54年4月1日		
1949年4月2日～53年4月1日	65歳	60歳
1954年4月2日～58年4月1日		
1953年4月2日～55年4月1日	65歳	61歳
1958年4月2日～60年4月1日		
1955年4月2日～57年4月1日	65歳	62歳
1960年4月2日～62年4月1日		
1957年4月2日～59年4月1日	65歳	63歳
1962年4月2日～64年4月1日		
1959年4月2日～61年4月1日	65歳	64歳
1964年4月2日～66年4月1日		
1961年4月2日以降	65歳	65歳
1966年4月2日以降		